

仕 様 書

1 業務名

北海道・札幌 2030 オリンピック・パラリンピック招致PR柱巻きシート制作及び取付撤去業務

2 業務目的

1日10万人以上の通行量がある札幌駅通地下歩行空間（チ・カ・ホ）の柱に装飾を実施し、北海道・札幌 2030 オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の招致機運醸成を目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4 業務内容

(1) サンプルの提出

制作にあたっては色校正（2回程度）を行うため、同素材によるサンプル品（縮小サイズ可）をデータ受領後1週間以内に提出すること。

なお、素材選定にあたっては現在装飾されているものを参考に、委託者と事前に協議の上、決定すること。

また、サンプル品は支給データどおりに出力した色の他、濃度や色味を若干変更したものの2パターンを提出すること。

(2) 掲出物の制作

別紙に記載のとおり、掲出物を制作すること。なお、デザインについては材料となるaiデータ、画像データを提供するので委託者の指示のもと、掲出物を制作できるようデータを完成させること

(3) 掲出物の設置及び撤去

別紙に記載のとおり制作した掲出物を指定する作業日時に設置及び撤去すること。

なお、作業日時については新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、変更の可能性があるので留意すること。

また、人員確保等の事情による日程変更は可能とするが、事前に委託者と協議の上、日程変更について決定すること。

(4) 作業報告書の提出

設置及び撤去作業の様子及び実際の装飾物の写真を添付した報告書（任意様式）を提出すること。なお提出は紙媒体で1部と電子データ（PDFデータ）を提出すること。

5 作業時の留意事項

(1) 装飾物の設置方法は事前に委託者と協議の上、落下の危険性がない方法を取ること。必要に応じて現地調査を行うこと。

- (2) 設置及び撤去作業時は周囲に十分注意し、安全を確保すること。脚立を使った高所での作業を行う際は、カラーコーンを設置、作業員の他に作業をせずに周囲を監督する者を配置し、一般歩行者等に危険がないよう作業に取り組むこと。なお、設置及び撤去作業にあたっては、地下歩行空間の指定管理者である「札幌駅前通まちづくり株式会社」と作業時間を事前に調整の上、作業要領に従い作業を実施すること。
- (3) 設置撤去作業時は、装飾物の設置部分や周囲の設備等に損傷を与えないよう十分に注意し、現状復旧可能な設置方法をとること。受託者の責により設置部分や周囲の設備等に損傷を与えた場合は、修繕を施し現状復旧させること。なお、その費用については受託者負担とする。
- (4) 掲出期間中は装飾物の落下防止のため、週1回程度定期的に点検を行い、修繕が必要な箇所があれば、速やかに修繕を施すこと。
- (5) 撤去した装飾物については、一部サンプルとして保存するため委託者に返却し、返却の必要がないものについては、受託者の責により廃棄すること。

6 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 アンブッシュマーケティングの禁止について

受託者の商品やサービスとオリンピックムーブメントとを関連付けてはならず、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。また、本契約締結の事実について広告・宣伝の目的をもって公表してはならない。

※ アンブッシュマーケティングとは、故意であるか否かを問わず、団体や個人が、IOC等の許諾なしに、オリンピック競技大会等の知的財産（オリンピックのシンボル、大会エンブレム、大会名称等）を使用したり、イメージを流用すること。

8 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり、本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定する。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 本業務の進捗状況について、随時委託者に報告し、委託者の指示を受けるものとする。

- (5) 本業務の履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (6) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (7) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (8) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (9) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する著作権者の権利）に規定する権利を、成果品の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (10) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために成果品を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (11) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないものとする。
- (12) **設置にかかる、道路使用許可及び道路占用許可の申請は委託者が行う。**
- (13) 受託者は、天災、新型コロナウイルス感染症等その他不可抗力によって履行遅延のおそれが生じ、又は履行不能となった場合には、直ちにその理由を示して履行の延期又は履行の不能を申し出なければならない。委託者は申出を受けた場合、履行の延期、契約の解除等所要の措置をとるものとする。

9 連絡先

札幌市スポーツ局招致推進部調整課

（札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル9階）

電話：211-3042 FAX：211-3048 担当：民部・及川